



# 鳥取県公報

平成 20 年 12 月 24 日(水)  
第 8 0 5 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (824) (経営支援チーム) . . . . . 2
	県道の区域の変更 (825) (道路企画課) . . . . . 2
	県道の供用の開始 (826) (〃) . . . . . 3
	土地改良区の役員の就退任 (827) (東部総合事務所農林局) . . . . . 3
◇ 教委告示	平成 21 年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項 (27) (高等学校課) . . . . . 4
◇ 公 告	歯科技工士試験の実施 (医療政策課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第824号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成20年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取グリーンシティ

鳥取市若葉台北6-1

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 取締役 代表執行役社長 岡田 元也

株式会社大創産業 広島県東広島市西条町大字吉行字向1-60 代表取締役社長 矢野 博丈

変更後 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 代表取締役社長 村井 正平

株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14 代表取締役社長 矢野 博丈

3 変更年月日

平成20年8月21日

4 変更する理由

小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名が変更となったため

5 届出年月日

平成20年10月21日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

7 縦覧に供する期間

平成20年12月24日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

## 鳥取県告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年12月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
秋里吉方線	鳥取市秋里字出張88-1地先から同市西品治字土手下ノ四258-1地先まで	変更前	6.6~52.0	1,187.0
		変更後	25.5~53.0	1,183.0

#### 鳥取県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年12月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
秋里吉方線	鳥取市秋里字出張88-1地先から同市西品治字土手下ノ四258-1地先まで	平成20年12月24日

#### 鳥取県告示第827号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年12月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

#### 退任した役員の氏名及び住所

理 事	長谷川 陽 治	鳥取市用瀬町屋住276
〃	安 永 潔	鳥取市用瀬町安蔵568-2
〃	入 江 元 行	鳥取市用瀬町金屋171
〃	福 本 孝 義	鳥取市用瀬町古用瀬343
〃	谷 上 貴 久	鳥取市用瀬町家奥132
〃	前 田 正 善	鳥取市用瀬町用瀬13-2
〃	池 内 晃 久	鳥取市用瀬町屋住116
〃	岸 本 勝 美	鳥取市用瀬町安蔵1733-2
〃	坂 本 武 司	鳥取市用瀬町安蔵930

" 山 元 俊 昭 鳥取市用瀬町安蔵152  
 " 大 家 明 鳥取市用瀬町江波565  
 監 事 前 田 喜 道 鳥取市用瀬町川中136  
 " 田 中 重 範 鳥取市用瀬町安蔵361  
 平成19年3月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 長谷川 陽 治 鳥取市用瀬町屋住276  
 " 田 中 克 彦 鳥取市用瀬町安蔵310  
 " 小 谷 長 憲 鳥取市用瀬町古用瀬819  
 " 谷 上 貴 久 鳥取市用瀬町家奥132  
 " 前 田 信 直 鳥取市用瀬町川中203  
 " 前 田 正 善 鳥取市用瀬町用瀬13-2  
 " 藤 原 均 鳥取市用瀬町屋住507  
 " 岸 本 勝 美 鳥取市用瀬町安蔵1733-2  
 " 加賀田 弘 鳥取市用瀬町安蔵939  
 " 安 永 忠 司 鳥取市用瀬町安蔵558  
 " 大 家 福 美 鳥取市用瀬町江波719  
 監 事 入 江 元 行 鳥取市用瀬町金屋171  
 " 山 元 俊 昭 鳥取市用瀬町安蔵152  
 平成19年3月17日就任 任期4年

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第27号

平成21年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成20年12月24日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

#### 平成21年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	70人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町1	50人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県

収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの

(イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

#### (2) 出願期間

出願期間は、平成21年4月1日（水）から同月3日（金）までとする。ただし、書留郵便（簡易書留とすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによる場合は、同月2日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

#### (3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

#### (4) 受付場所

各募集高等学校

### 4 入学者選抜の方法

入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。

### 5 学力検査の日時等

#### (1) 日時

平成21年4月8日（水）午前9時から（午前8時30分までに集合すること。）

#### (2) 場所

各募集高等学校

#### (3) 学力検査の教科

国語（国語総合、現代文及び古典）、数学（数学Ⅰ・数学A及び数学Ⅱ・数学B）及び英語（英語Ⅰ及び英語Ⅱ）とする。

なお、平成17年3月以前に高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者その他の旧教育課程の履修者についての移行措置は、実施しない。

### 6 合格者の発表

平成21年4月10日（金）正午に各募集高等学校において合格者の受検番号を掲示する。

### 7 入学者選抜の結果の開示

入学者選抜の結果については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、学生証等写真により本人が確認できるものを持参の上、受検者本人が直接各募集高等学校へ請求すること。

#### (1) 開示請求ができる期間

平成21年4月10日（金）から1月間

#### (2) 開示する場所

各募集高等学校

### 8 注意事項

(1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

(2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。

### 9 参考事項

(1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。

国語、数学、外国語（英語）、理科、地理歴史、公民及び保健体育

(2) 専攻科の修業年限は、1年とする。

- (3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、各募集高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

## 公 告

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成20年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験期日  
実地試験 平成21年3月1日（日） 午前9時から午後4時30分まで  
学説試験 平成21年3月2日（月） 午前9時から午後3時まで
- 2 試験場所  
鳥取市富安二丁目84 鳥取県東部歯科医師会館
- 3 試験科目  
実地試験 歯科技工実技  
学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎<sup>がく</sup>口腔<sup>くわう</sup>機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
- 4 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。
  - (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成21年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
  - (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成21年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
  - (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
  - (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同様以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 5 受験願書の受付期間  
平成21年1月9日（金）から同月19日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までの間  
なお、郵便又は信書便による申込みは、平成21年1月19日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるものに限り受け付ける。
- 6 受験願書の提出先  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医療政策課
- 7 受験願書の添付書類
  - (1) 受験資格を証する書類
    - ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成21年3月10日（火）までに卒業証明書を提出すること。）
    - イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
    - ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(2) 写真(手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に「シギ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。)

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の定められた位置にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成21年3月16日(月)正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の1階掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

10 成績開示

この試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、合格発表から1月間、口頭により開示を請求することができる。

(1) 開示請求できる者 受験者本人

(2) 開示請求に必要なもの 受験票及び運転免許証その他の受験者本人であることが確認できるもの(顔写真がはり付けられているものに限る。)

(3) 開示内容 科目別得点及び総合得点

(4) 請求場所 鳥取県福祉保健部医療政策課

11 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医療政策課において交付する。

(2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医療政策課(電話0857-26-7173)に照会すること。